特集 所得税 市・県民税 申告お早めに

申告期限は3月16日

今回は、2月16日㈪から受け付けが始まる所得税の確定申告と、現在受け付け中の市・県民税の申告についてお知らせします。どちらも申告期限は3月16日㈪です。3月は会場が混雑しますので、早めに手続きしてください。

所得税の確定申告

問 大和税務署(☎262・9411)

2月16日から受け付け開始　市役所会場でも

所得税の申告期間は、2月16日㈪～3月16日㈪です(大和税務署では2月22日㈰、3月1日㈰も申告相談と受け付けを実施します)。

申告書記入に関して、ご不明な点がある方は、期間中、市役所にも会場を設けますので、税務署員・市職員の指導を受けながら、納税者自身で作成してください。あらかじめ、ご自身で作成した方も含め、会場で提出できます。源泉徴収票等の必要書類・筆記用具・電卓・前年の申告書の控えなどを持参してください。市役所への郵送による提出はできませんのでご注意ください。

▽日程・受付時間　2月16日㈪～3月16日㈪　午前＝8時30分～11時(受け付けが120人を超えた場合は午後)、午後＝13時～16時30分(混雑状況によっては、受付終了時間が早まる場合があります)　▽会場　市役所401会議室　※㈯㈰除く。ただし2月21日、3月7日の市役所土曜開庁日は、午前中、市民税課窓口で申告書の提出受け付けのみ実施。作成指導は行いません。

市役所で受け付ける申告内容

納税申告

(1)給与所得

給料から所得税が天引きされている方は、年末調整で税額が精算されているため申告は不要です。ただし、次の場合は申告が必要です。

①給与を2カ所以上から受けている方　②中途退職などで年末調整されていない方　③給与収入が2000万円を超える方　④給与所得以外の所得が20万円を超える方。

(2)公的年金等所得

国民年金や厚生年金などの年金額が一定額を超える方は源泉徴収されていますが、年金には給与のような年末調整制度がないため申告が必要です。

また、公的年金控除後の所得から各控除を引いた額に残額がある方や、生命保険会社などから受け取る個人年金で、収入から必要経費(支払保険料等)を差し引いた額が一定額を超える方は、申告が必要です。

(3)公的年金等と給与所得

公的年金や個人年金収入と、給与収入がある方は、双方の所得を合算するため、基本的に申告が必要です。ただし、給与収入(年末調整済み)があった場合でも、年金所得(公的年金等控除や必要経費の控除後)が20万円以下であれば、申告は不要です。

※市・県民税の申告は必要です。

(4)一時所得や配当所得

生命保険の満期金や保険解約返戻金は、一時所得として課税されます。ただし、受け取った保険金から払込保険料を引いた差額が50万円以下の場合、所得税はかかりません。

また、株式の配当金は配当所得として課税されますが、上場株式等の配当は、受け取り時に税率10%(所得税7%、市・県民税3%)で源泉徴収されるため、申告は不要です。

※上場株式以外の配当は、受け取り時に所得税のみ税率20%で源泉徴収され、確定申告で税額を精算します。ただし、1年間の受領額が、10万円に配当計算期間の月数を乗じ、これを12で除して計算した金額以下の場合、所得税の申告は不要です。なお、市・県民税は全額申告が必要です。

還付申告

給与や公的年金などから源泉徴収された税額があり、その金額が正規の税額より多いときは、申告によって納めすぎた税金が戻ってきます(＝還付申告)。還付申告をする方は、次の①～⑥のほか、各内容に応じた必要書類等を持参してください。

①源泉徴収票や支払調書など源泉徴収税額が分かるもの　②印鑑　③申告名義人の銀行口座の控え　④筆記用具　⑤電卓　⑥生命保険料や地震保険料等の控除証明書、社会保険料の支払額が分かるもの(年末調整分を除く。国民年金は納付証明書)。

※還付申告は、税務署で通年、申告できます。

(1)医療費控除

納税者本人または生計を一にする親族の病気治療や、出産などの際に支払った1年間の医療費の総額から、保険や給付金などで補てんされる額を差し引いた金額が10万円(所得金額が200万円未満の場合はその金額の5%)を超えた場合は、控除の対象になります(最高200万円)。

▽対象となる医療費　①通院または入院し、医師の治療を受けた際の費用　②薬局で購入した薬代(治療用に限る)　③介護保険制度によって提供された一定の施設・居宅サービスの自己負担分(領収書に医療費控除対象額の記載があるもの)　④通院のために電車やバスなどの公共交通機関を利用した場合の往復費用(領収書は必要なし)

▽必要書類　①医療費の領収書(あらかじめ合計額を計算してください)　②高額療養費、分べん費、生命保険の入院給付金等で、医療費の補てんを受けた金額の分かるもの　③公共交通機関を利用した場合の運賃と通院回数の合計額を記載したメモなど。

(2)年の途中で退職

年の途中で退職し、その後就職しなかった方は、所得税が納め過ぎになっていることが多く、この場合は還付申告ができます。なお、雇用保険の失業給付金は非課税ですので、所得に加える必要はありません。

(3)公的年金等からの税金が納め過ぎ

公的年金や個人年金などから、所得税が源泉徴収されていて、扶養控除や社会保険料控除など控除を追加する場合は、還付申告ができます。ただし、複数の年金受け取りがあると、納税申告になる場合があります。

(4)給与の年末調整後に追加する控除がある

給与の年末調整後に、扶養親族の追加や、社会保険料の提出し忘れなど、各控除に追加がある場合、還付申告ができます。

(5)災害や盗難にあった

地震や落雷、火災などの災害や、盗難などによって住宅や家財に損害を受けたときは、雑損控除を利用して所得税負担を軽くできる場合があります。必要書類は、損失額の明細書と、消防署や警察署から交付された証明書です。

確定申告とは

確定申告とは、前年1年間(1月1日～12月31日)の所得とそれに対する所得税額を計算して、税務署に申告し納税する(または還付を受ける)手続きのことです。

確定申告に必要な主な書類は市民税課でも配布しています。なお、贈与税や消費税申告等については、大和税務署へお問い合わせください。

※申告の方法などを分かりやすく説明した冊子「確定申告書の手引き」を税務署、市民税課窓口で配布していますので、ご利用ください。

事業所得・譲渡所得等は大和税務署へ

市役所会場では、事業(営業・農業等)、不動産(家賃収入・駐車場収入等)、譲渡所得(総合課税・分離課税)、損失申告、青色申告や、平成19年分以前の申告相談は行いません(記載済みで提出のみの方は収受します)。申告をする方は、大和税務署へ。

ご利用ください e-Tax　国税庁ホームページ

税務署では、インターネットを利用して確定申告をするe-Tax(国税電子・申告納税システム)を推進しています。このシステムを利用すると税額控除を受けることができます(平成19年分で適用を受けた方は除く)。詳細は税務署にお問い合わせください。

また、国税庁ホームページ内の「所得税の確定申告書作成コーナー」では、申告書の作成ができ、プリントアウトした申告書はそのまま提出できます。詳しくは、同ホームページ(HP http://www.nta.go.jp)をご覧ください。

問　大和税務署(☎262・9411)。

案内図

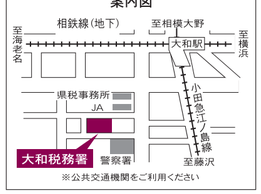

※公共交通機関をご利用ください

市・県民税の申告

問 市民税課(☎235・8594)

課税対象は今年1月1日現在市内に住所のある方

市・県民税は、今年1月1日現在、海老名市に住所がある方(住民登録はないが生活の本拠としている方も含む)が課税対象です。

昨年1年間の収入を基に、一定の所得がある方に対して、今年6月に課税します。収入がない方でも、同一世帯家族の税金面の扶養になっていない方は申告が必要です。

市・県民税の申告が必要な方

市では昨年の申告内容を参考に、市・県民税の申告が必要と思われる方には申告書を郵送しています。お手元に届いた方は、収入の有無にかかわらず申告してください。届いていない方で、申告書が必要な場合は、市民税課で用紙をお渡しします。

なお、所得税の確定申告をした方は、市・県民税の申告は必要ありません。

▽申告が必要な方

①平成20年中の所得が少なく、所得税の源泉徴収税額が0円で、確定申告をする必要がない方(＝所得が38万円以下の方)

②給与所得者で給与以外の所得の合計額が20万円以下の方(＝所得税は申告不要ですが、市・県民税の申告が必要)

③公的年金のみの収入で、支給された年金から所得税が源泉徴収されていない方のうち、扶養や保険料など控除に変更がある方　※源泉徴収税額がある方は所得税の確定申告が必要

④遺族年金・障害年金や雇用保険など非課税所得を受給されていた方

⑤収入がなく、同一世帯家族に税金面(年末調整や確定申告)での扶養になっていない方

⑥扶養義務者が、単身赴任などで市外に転出している場合の扶養親族の方

⑦給与所得者で、勤務先から市役所へ給与支払報告書の提出がなく、所得税の確定申告をしない方

⑧所得税が課税されない方で医療費控除など控除の追加をすると市・県民税が減額になる方　※所得税と市・県民税とでは人的控除など控除額の違いがあるため、控除を追加すると減額になる場合があります。

申告の方法　～3月16日までに手続きを～

市・県民税の申告は、2月13日㈮までは市民税課窓口で、16日㈪からは市役所401会議室で受け付けます(閉庁日を除く。土曜開庁日は午前中、市民税課で受け付け)。

なお、申告の内容は、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、児童手当などの算定資料になります。3月16日㈪までに申告書の提出がないと、これらの金額に影響があるほか、課税証明など諸証明の発行ができなくなる場合がありますので、必ず期限までに申告してください。

▽受付期間　2月16日㈪～3月16日㈪8時30分～11時、13時～16時30分(㈯㈰除く)　▽会場　401会議室　▽必要書類等(すべて平成20年中のもの)　①支払金額(収入)が分かるもの…給与や年金の源泉徴収票。ない場合は1年分の支払明細書　②社会保険料の支払額が分かるもの…健康保険・介護保険の領収書もいがき。国民年金は納付証明書　③生命保険や地震保険、旧長期損害保険などの控除証明書　④医療費がある場合はその領収書(あらかじめ合計額を計算してください)　⑤遺族年金や雇用保険など非課税所得がある場合は、その支払先からの通知書や資料　⑥印鑑　⑦市・県民税申告書がすでに郵送されている場合はその申告書。

※2月13日㈮以前でも、必要書類がそろっていれば、市民税課窓口で申告できます。また、申告書は郵送でも提出できますが、記入漏れないようご注意ください。なお、収入がない方は非課税となりますが、市職員が生活状況(扶養、学生、預貯金で生活など)をお尋ねします。

市・県民税の税率

市・県民税は、前年の所得金額に応じた「所得割額」と一定額の「均等割額」を合算した額で課税します。

所得割額は課税所得金額の10%(市民税6%・県民税4%)で、均等割額は4000円(市民税3000円・県民税1000円)です。

※平成19年度から23年度までは、県内住民に対して、「水源環境の保全および再生」に係る超過課税(県民税所得割0・025%、県民税均等割300円上乗せ)が実施されているため所得割額は10・025%、均等割額は4300円となります。

市・県民税住宅ローン控除申告も受付中

所得税から、住宅借入金等特別控除額が引ききれなかった方は、市・県民税からも控除できます。平成11～18年に入居した方が対象です。詳しい内容はお問い合わせください。申告書は市民税課窓口で配布しています。

▽受付期間・会場　2月13日㈮までは同課窓口、16日㈪～3月16日㈪は401会議室。

平成21年度から 市・県民税 変わります

◎公的年金からの特別徴収(天引き)が始まります　～10月支給分から～

これまで年4回の納期に納付書や口座振替で支払っていた、公的年金にかかる市・県民税が次のとおり、10月支給分の年金から特別徴収(天引き)されるようになります。

▷対象となる年金

老齢基礎年金(国民年金含む)・老齢厚生年金・退職金共済年金など

▷対象となる方

今年4月1日現在、65歳以上の老齢基礎年金等を受けている方で、市・県民税の納税義務がある方。なお、次の方は特別徴収の対象となりません。

①老齢基礎年金等の給付額の年額が18万円未満の方

②特別徴収税額が老齢基礎年金等の給付額の年額を超える方

③介護保険の特別徴収対象被保険者でない方

▷徴収方法・実施時期

公的年金等に係る所得割額および均等割額を、年6回の年金支給時に特別徴収します(表1参照)。※給与所得など公的年金以外に係る所得割額は別途徴収となります。

【表1】市・県民税からの徴収方法

(例)　Aさん　65歳以上
公的年金収入　2,500,000円　　市・県民税額　年額36,000円
※次年度以降も収入・税額に変更なしとして計算

Aさんが支払う税額と徴収方法

従来	徴収方法	普通徴収			
	徴収月	6月	8月	10月	1月
	徴収税額	年額の4分の1ずつ			
		9,000円	9,000円	9,000円	9,000円

平成21年度	徴収方法	普通徴収		下半期(年金支給日に特別徴収)		
	徴収月	6月	8月	10月	12月	2月
	徴収税額	年額の4分の1ずつ		年額から上半期に徴収した額を差し引いた額の3分の1ずつ		
		9,000円	9,000円	6,000円	6,000円	6,000円

平成22年度以降	徴収方法	上半期(年金支給日に特別徴収)			下半期(年金支給日に特別徴収)		
	徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
	徴収税額	前年下半期分の総額の3分の1ずつ			年額から上半期に徴収した額を差し引いた額の3分の1ずつ		
		6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円

◎市・県民税に係る寄附金について

市・県民税に係る寄附金税制が改正されました。平成20年中の寄附から適用されます。改正点は次のとおりです。

①これまでの所得控除方式から税額控除方式に変わりました

②適用下限額が10万円から5000円に引き下げられました

③市区町村・都道府県に対する寄附金(＝ふるさと納税)については特例控除が上乗せされました

④市の条例で指定した寄附金も寄附金控除の対象となりました(表2参照)。

▷控除の計算方法と金額

表3のとおり。

▷控除を受けるには

寄附をした市区町村・都道府県等が発行する領収書を添付して、住所地の市区町村に申告書を提出してください。なお、所得税の確定申告を行う場合は、申告は不要です。

【表2】　控除の対象となる寄附金

改正前	市・県民税の寄附金控除の対象は、 ①都道府県・市区町村・特別区 ②神奈川県共同募金会　　に限定 ③日本赤十字社神奈川県支部
改正後	上記に加え、所得税で寄附金控除の対象となっている寄附金(国、政党等に対する政治活動に関するものは除く)の中から**都道府県・市区町村がそれぞれ条例で指定**することにより、市・県民税の寄附金控除が受けられることになりました。

海老名市が条例で指定した控除の対象となる寄附金

○神奈川県内に事務所または事業所を有する下記の法人又は団体に対するもの

①指定寄附金(一定の要件を満たすものとして財務大臣が指定した寄附金)　②独立行政法人　③地方独立行政法人　④特殊法人等のうち所得税法に規定する特定公益増進法人に該当する法人　⑤公益社団・財団法人　⑥学校法人　⑦社会福祉法人　⑧更生保護法人　⑨認定特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭　⑩認定NPO法人

※個人県民税は県の条例で指定したものが対象となります。詳細は県税務課　(☎045・210・2321)へ

【表3】　寄附金控除額の計算方法

◇基本控除額が市・県民税から税額控除されます

基本控除…(地方公共団体等に対する寄附金の合計額－5000)×10%

◇ふるさと納税の場合は、基本控除に加え、特例控除が上乗せされます

特例控除…(地方公共団体に対する寄附金の合計額－5000円)×[90%－寄附者に適用される所得税の限界税率(0～40%)]

※特例控除については、市・県民税所得割額の1割が限度となります。また、控除の対象となる寄附金額は、地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金と合わせて、その年の総所得金額等の30%が限度となります

(例)　年収700万円の方が地方公共団体に3万円寄附した場合
所得税の限界税率は10%として計算

寄附金額　30,000円

控除対象外(適用下限額)5,000円　｜　控除対象額　25,000円

基本控除2,500円　｜　特例控除　20,000円　｜　所得控除2,500円

市・県民税からの控除　22,500円

控除額合計　25,000円